

吹田市公告第 460 号

吹田市消防本部所管車両売却(令和 8 年度 2 回目)に係る制限付一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告します。

令和8年8月10日

吹田市長 後藤 圭二

記

制限付一般競争入札実施要領

1 案件名

吹田市消防本部所管車両売却(令和 8 年度 2 回目)

2 売却車両

化学車1台

3 売却車両の概要等

別紙仕様書のとおり

4 入札予定価格(最低売却価格)

400,000円(消費税及び地方消費税額を含まない。)

5 入札回数

1回とする。

6 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。

7 入札参加資格確認申請手続

(1) 本入札に参加を希望する者は、(2)に定めるところに従い、入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、本市の確認を受けなければならない。

(2) 申請書の提出

ア 提出期間

公告の日から令和8年8月28日(金)正午まで(土曜日及び日曜日を除く。)

受付時間は、午前9時から午後5時30分まで

イ 提出場所

吹田市江坂町1丁目21番6号

吹田市消防本部6階

警防戦略室 警防グループ 機械装備担当

電話:(06)6193-1117

ウ 申請書の取得方法

吹田市のホームページ(トップページ>産業・まちづくり・環境>入札・事業者募集・契約>その他事業者募集(広告・自販機・駐車場等の公募)>市有財産売却>吹田市消防本部所管車両売却(令和8年度2回目)に係る制限付一般競争入札からダウンロードすること。

エ その他

(ア) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(イ) 提出された申請書は、返却しない。

(ウ) 申請書は持参又は郵送(一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれか)に限るものとする。また、(2)アに示す提出期間に到着したもののみ受け付けるものとする。

(エ) 申請書に記載するメールアドレスについては、特に明瞭に記載すること。

(3) 入札参加資格の確認の結果は、令和8年9月1日(火)までに、メールにて、申請書に記載されているメールアドレス宛に通知を送信する。

なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。

(4) 提出期間内に申請書を提出しない者又は本市が入札参加資格はないと認めた者は、本入札に参加することができない。

8 売却車両の公開

(1) 期間

令和8年8月10日(月)から令和8年8月25日(火)正午まで(土曜日及び日曜日を除く。)

※ 事前に下記「20 問合せ先」まで、希望する日時を連絡すること。

(2) 場所

吹田市佐竹台1丁目6番3号 吹田市総合防災センター

9 質疑及び回答

令和8年8月10日(月)から令和8年8月25日(火)正午までとし、メールにより受け付ける。様式は任意とするが、社名、担当者が分かるようにすること。

なお、質問に対する回答は、令和8年8月27日(木)午後5時30分までに、メールにて、入札参加予

定業者全員に対し、申請書に記載されているメールアドレス宛に回答を送信する。

10 入札日時及び入札場所

(1) 入札日時

令和8年9月7日(月)午前10時

(2) 入札場所

吹田市江坂町1丁目21番6号

吹田市消防本部8階 研修室

11 入札金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税相当額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

なお、記載に当たっては、自動車リサイクル料金相当額を除いた額を記載すること。

12 入札保証金

入札保証金は免除する。

ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

13 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において前記6に掲げる資格のない者が行った入札は無効とする。

14 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札金額が入札予定価格以上で最高の価格をもって入札したものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。
- (3) 入札参加者が2者に満たない場合も入札は成立するものとする。

15 誓約書の提出

落札者は、吹田市暴力団の排除等に関する条例第8条第2項に規定する暴力団及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

16 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の(1)から(2)までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

(1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき。

(2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき。

17 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

18 契約保証金

契約保証金は免除する。

19 その他

入札参加者は、この公告のほか、「吹田市財務規則」、「入札心得書」及び仕様書の内容を承認の上、入札を行うこと。

本契約締結後、引き渡された本物件に契約内容に適合しない個所がある場合においても、履行の追完の請求、売買代金等の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることはできない。

20 問合せ先

〒564-0063

吹田市江坂町1丁目21番6号

吹田市消防本部 警防戦略室警防グループ 機械装備担当

電話:06-6193-1117

メールアドレス:sfd-kikai@city.suita.osaka.jp